

指定管理者導入方針に係る質問及び意見に対する回答（柏市民交流センター・柏市民ギャラリー）

議題（１）指定管理者制度の導入について

No.	該当箇所	質問や意見の概要	質問者	市の考え方、対応方針
1	2～4	<p>1 導入効果について</p> <p>①市民サービス向上の視点から 毎年、来館者なり稼働率が増えているが、増加の傾向にあるのはどのような人たちが、または団体であるか(特定の人、特定の団体に偏っていないか)。新規利用者、団体等の状況はどうなっているか。</p> <p>②経費節減の視点 市直営と指定管理者制度との経費比較について、具体的にどの程度の節減が図られてるか。</p>	鬼沢委員	<p>1 導入効果について</p> <p>①平成29年度と令和元年度を比較すると、柏市民交流センターの利用団体における市民公益活動団体の数は303団体から345団体に増加しており、健康・福祉系、子育て系が増加傾向にあります。また一般団体（サークル団体等）の数は1,645団体から2,367団体に増加しており、文化芸術・語学系が増加傾向にあります。</p> <p>令和元年度の利用数全体に占める新規利用者（※1年以内に登録した団体）の割合は約13%となっており、登録団体数が増加するに従い、新規利用者の利用割合は減少傾向にあります。市民公益活動団体が7か月前から優先予約できる以外は、利用者が決められたコマ数の範囲で先着で利用予約しますので、利用者の公平性は保たれています。</p> <p>最後に、利用者の属性は、ほぼ市内団体となっており、個人や営利団体の利用割合は3%以下となっています。</p> <p>市民ギャラリーの利用については文化活動をしている団体に限られており、年1回抽選という方法で利用日を決定しているため、利用者の公平性は保たれています。</p> <p>②平成30年度の実績で比較すると、指定管理者制度に対して、市直営とした場合年間約269万円の経費増と試算しており、その内訳として、主に人件費の増加（約128万円）が見込まれます。</p>
2	2	<p>(1)資料1-2「今期指定管理者制度導入の評価」に係る指定管理料の考え方について、リスク管理という観点から、リスクの顕在化に伴う損失の発生を最小化することは必要であるが、発生しうるリスクの種類・内容、想定される影響の規模等について、事前に可能な限り分析・把握した上で、対応が必要となると考えるが、今回の新型コロナウイルス感染症に伴う一時的な閉所や地震等の自然災害発災後の避難所開設、選挙における期日前投票所など、通常業務に影響を及ぼす事態が発生した場合の費用補填の考え方が明確に規定されていないように思われる。事態が発生した時に協議するというところもあると思うが、事前に想定し、公募段階で仕様書に規定した上で、指定管理候補者側との意思疎通を図っておく必要はないか。</p> <p>【確認事項】</p> <p>①新型コロナウイルス感染症等による施設閉鎖の場合の対応方針はどのような規定となっているのか。</p> <p>②市の都合により業務を一時的に停止した場合の利用料減収等に対する補填の考え方はどうなっているのか。</p> <p>③「すべての経費は、本市からの指定管理料及び利用者からの利用料金並びにその他の収入」とあるが、補填費用はどれに当たるのか。</p> <p>④「利用料金の実収入額が当初見込み額を下回ったとしても、本市はその損失を補填しません」とあるが、例外的に損失を補填する場合の規定はどこに求めるのか。</p> <p>⑤3密を防ぐための対策及び対策経費は？（そもそも集客施設の位置づけがあるので）、また誰が負担するのか。</p> <p>(2)資料1-2「導入効果」：①市民サービス向上の視点 指定管理者制度の導入目的は、公の施設の管理運営に民間の能力を活用することにより、「住民サービスの向上」及び「経費の節減」を図ることとされている。そこで、市民交流センター及び市民ギャラリーに期待される固有の設置目的を明確化する必要があり、明確化された目的の達成を目指すための手法として指定管理者制度を位置付けていると考える。そのためには、市＝委任者と指定管理者＝受任者が、互いに設置目的を具体的に共有し、理解した上で管理運営業務を推進していく必要があると考える。従って、目的をより具体的に可能な限り数値等で示していく必要があり、最終的には、その数値等を達成できたかどうかで評価していくことになる。このためには、具体的な数値等明確な達成基準を提示していく必要はないか。</p> <p>(3)資料1の2「導入効果」：②経費の節減の視点 市直営や民間等への業務委託を比較しても・・・とあるが、経費の節減効果とは具体的にどの位あるのか。</p> <p>(4)資料1の2「課題と対応」 平成30年度の指定管理者実績評価シートのサービスの質の向上情報発信の評価が「C：利用者アンケートによると、ホームページやSNS等での情報発信について改善の余地がある。」となっているが、どう改善されたのか。また、これまで改善されてきた事項について、今後も継続できるようにするための仕様や指定管理候補者の選定審査評価表(案)上の工夫はどのようにされているか。</p> <p>(5)資料1-2「総合評価」 「より効果の高い自主事業の実施を求める」とあるが、もう少し具体的に示す必要があるのではないか。</p> <p>(1)資料1-3「施設運営の課題と果たすべき役割等」 「無料のオープンスペースは高校生の自習利用者が多く、「交流」から「新たな活動」を生み出すという設置目的に沿った誘導ができていない。」とあるが、社会経済情勢の変化等により、所期の設置目的に照らして、サービス需要や効果が乖離していないか。そもそも目的と実態が乖離しているということはないか。</p>	高橋（秀）委員	<p>(1)</p> <p>①新型コロナウイルス感染症により本市の指示に基づき施設を閉鎖した場合の対応については、仕様書18ページの管理・責任分担区分表の「不可抗力」に当たるとして、市と指定管理者の協議事項であると考えますが、施設閉鎖期間中の管理運営実績に基づき、指定管理料及び利用料金収入で賄えなかった管理経費については、適正な額を補てんすることを検討しております。仕様書19ページの責任分担表の下に、次の内容を追記します。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症のまん延防止を目的として、国及び県の要請に基づき、本市と協議の上施設を閉鎖した期間については、施設の管理運営実績に基づき、指定管理料等で賄えなかった管理経費について、適正な額の補てんについて指定管理者と協議・検討します。」</p> <p>②仕様書19ページの管理・責任分担表中「事業の変更、中止、延期」の項目において、「本市の指示によるもの（資機材の撤収費を除く。）」については本市の負担となっております。ここで示す「事業」は、施設を利用したイベント等のほか、施設の貸館業務についても含むものであり、大規模改修など事前に指定管理者へ予告したものを除き、市の都合により業務を一時的に停止した場合は、利用料減収等を本市が負担します。</p> <p>③仕様書16ページで示す左記の内容（③及び④）は、平常時の取り扱いであるため、補填費用は含まれておりません。</p> <p>例外的に補てんする場合の規定については、下線部分を追記します。</p> <p>「利用料金の実収入額が当初見込み額を下回ったとしても、本市はその損失を補填しません。ただし、新型コロナウイルス感染症など通常想定されない災害時については、利用料金の減収の補てんについて別途協議を行います。」</p> <p>④仕様書11ページの「8 管理基準（業務遂行上の留意点）」において、(9)の次に、次の内容を追記します。</p> <p>「(10) 感染症のまん延防止に留意した取組 指定管理者は、新型コロナウイルス等の感染拡大防止のため、国等が示す感染症対策に則り、施設利用者へのサービス提供に十分に留意するものとします。」</p> <p>対策経費については、指定管理料で見込むことを想定しております。仕様書18ページの直接経費の事務費の項目において、「新型コロナウイルス感染症対策消耗品」を追記します。</p> <p>(2) 具体的な数値目標については、仕様書15ページ(7)で提出を求めている年次事業計画書で「来館者数」や「稼働率」など具体的な数値目標を定め、実績報告にて達成状況を確認しております。次年度以降の目標設定についても、施設の設置目的と照らし合わせ、年次計画書の策定時に指定管理者と協議の上で定めていきます。</p> <p>(3) 平成30年度の実績で比較すると、指定管理者制度に対して、市直営とした場合年間約269万円の経費増と試算しており、その内訳としては主に人件費の増加（約128万円）が見込まれます。</p> <p>(4) 令和元年度より、混雑しているオープンスペースの空き状況を専用のアプリを使って発信しています。また現指定管理者はホームページのリニューアルを検討しており、利用者の利便性やニーズを調査し、次年度以降の実装を計画しています。ご指摘のあった、今後の継続に向けた仕様については「自主事業のガイドライン」等において、より具体的に提示します。</p> <p>(5) 「自主事業のガイドライン」及び「提案事業のガイドライン」において示します。</p> <p>(6) 設置目的となる市民同士の交流や新たな活動の創出に向けては、自習目的の学生を含めて、若者や子育て世代、外国人などより多様な利用者を集客できる複合施設であるという現状を活かしたサービスの提供が必要となります。施設の実態を強みと捉え、施設の設置目的を達成していく対応を求めていきます。</p>
3	3～4	<p>利用団体相互の交流や午後クラのような芸術鑑賞による憩いの場づくりなどのソフト面の取組イメージを具体的に例示することにより、単なる「場所貸し」ではないことを示す必要があると考える。</p>	宮島委員 吉田委員	<p>募集要項の「募集の趣旨」にあるとおり、本施設は、「協働のまちづくりを推進するための拠点」として位置付けており、募集要項にある要求水準に、管理部分だけでなく、文化活動や市民活動において、地域をつなぐ取組を積極的に行うことを求める項目を追記します。</p>
4	1	<p>資料1「2 今期指定管理者制度導入の評価」において、過去5年間の収支実績が赤字となっているが、その要因と今回の選定における対応を示して欲しい。</p>	小貫委員 永塚委員	<p>収支赤字については、主に高い施設稼働率に伴うスタッフ人件費や光熱水費が当初計画以上に増大（令和元年度実績：約190万円の増加）していることに起因しています。</p> <p>収支均衡に向けた対策としては、新たな増収対策として、キャンセル規定の前倒しによる施設稼働率の向上や施設の命名権（ネーミングライツ）の付与による増収を検討し、不足分（約90万円）については指定管理料の増額で対応したいと考えています。</p>
5	① 資料2-1 (2)  ② 資料2-2	<p>①(2)利用者アンケート結果を拝見しますと、「HP内容(60%)」、「SNSの内容(33%)」と相対的に低い満足度となっています。緊急事態宣言下では、ネット等での情報発信や収集がより重要な手段となりますが、この2項目の改善・強化についてはITスキルの専門性や外注含めて、どのようにお考えでしょうか。</p> <p>②歳出の「報償費」の内訳は具体的にどうなっていますでしょうか。</p>	宮入委員	<p>①「柏市民交流センター 指定管理者が行う自主事業のガイドライン（案）について」において、市民公益活動の活性化につながる情報の収集・発信を示しており、新たに、SNSやアプリを通じた情報発信についても追記するとともに、現在、施設のスタッフが作成しているHP等の更新作業についても、ITスキルの高い市民活動団体との協働も視野に検討していきます。</p> <p>②報償費は、市民活動サポートコーナーが市民公益活動団体向けに実施する市民活動講座等の講師謝金となります。令和元年度の実績としては、「空き家活用」「ICT」「助成金」「チラシ作成」等の講座を実施しております。</p>

<p>資料1-3, 4</p> <p>6</p>	<p>【指定管理者 制度の 導入 の 要否 要】</p> <p>ご回答するにあたり、約 10 人 の 実際 に利用されてる 市民 にヒアリングをした ところ、資料 2 1 の 利用状況や アンケート結果同様 大変 評判が良く、満足している様子がうかがえました。アンケート結果 が 年々 高評価になって きているのも大変 良いことだと思います。アクセスの良い場所にこのようなきれいで 多世代が 自由に使える スペースがあるのは 柏の自慢だ、成功事例 だ、という声も数多く 聞きました。費用はかかっているかもしれませんが、引き続きこの施設を大切に育て、民間の力を使ってより充実した 柏のアピール 出来る施設となることを望みます。</p> <p>①市民ギャラリーの稼働率は上がっている もの、利用者数に陰りも見られ 初年度に 大きな展示があった ので、そう 見えることもあるかと思いますがご入れが必要かもしれません。</p> <p>②HP の イベント情 報を見ている子育て世代の方も多く SNS の認知度は 未だ低いようにも感じましたが 如何でしょうか。 雨の日や 行くところが無い日などに参考にされている お母さんの話も聞きました。 駅前に貴重な キッズスペースも大切にしてください。</p> <p>③また、資料1-3、 4 に関しては全く同感で、ヒアリングをした方からも同様の指摘を多く頂きました。言うは易しは 承知の上ですが、入居施設同士の連携・協力や、自習で多数集まっている高校生を巻き込めていないのは大きな課題と 考えます。私個人としては、大人の目が有り、高校生が安心して居られる場所としてのパレット柏を評価しますが、まち づくりに巻き込めないなら自習スペースは不要だという人もいます。(高校生に全て占拠され、打ち合わせ場所がなく て困ることが実際にあります。)若い世代に人気のある展示企画(柏兄弟の写真展は相当数の来場者だったと聞いてい ます) や、オール柏の文化部系高校生の発表企画なども期待します。12~ 3 年前になるでしょうか、「en' s」とい うワカモノが編集し、街とワカモノを繋ぐフリー冊子があったのをご存知でしょうか。あの活動が、ウラカシの隆盛や柏 での若手の起業にも大きく寄与したと思っています。敢えて世代を区切った活動でないと、若い世代の参画は促しにくい かもしれません。(上の世代と一緒にやるというより、興味のある上の世代が周りから軽く関わる程度でいいので は。)街の活動への新たな入り口になって欲しいです。</p> <p>④交流促進、市民公益活動の支援、文化振興の観点から改善を図る一案として、指定管理者の意欲に期待する他に、ア ートマネジメントやアートコミュニケーション、市民活動支援を学んだスタッフがいることが望ましく、要求水準や評価 点に反映できないでしょうか。</p>	<p>亀岡委員</p>	<p>①市民ギャラリーの利用人数については、ご指摘のとおり、28年度に大きな企画展を3回行った影響もあり、次年度以降は一日260~270人を 推移している状態です。来場者数が多く見込める大型企画展の開催と市民が文化活動の発表の場としての位置付けのバランスを図りながら、入場者数 を増やしていく方法を指定管理者にも提案の中で募っていきたいと考えています。</p> <p>②現在のHP等での発信に限らず、今後はSNSも効果的に活用しながら、子育て世代を含む若い世代にも伝わりやすい情報発信をしていけるよう、 自主事業のガイドライン等で指定管理者に求めていきます。</p> <p>③市民活動や文化・芸術活動に対して、若者は独特の価値観に基づき関心を示し参加する傾向にあると感じています。ご指摘いただいた通り、指定管 理者に求める提案事業では、若者や学生の志向を踏まえ、ターゲットをを明確にした企画を盛り込み、そこから様々な広がり期待できるような事業 の提案を期待したいと思います。</p> <p>④施設の設置目的である交流促進や市民公益活動、文化振興を促進するため、各分野に熟知したスタッフがいることは望ましいと考えます。募集要項 の要求水準に盛り込むことを検討したいと思います。</p>
--------------------------	--	-------------	---

議題（２）指定管理者制度の導入について

No. 該当箇所	質問や意見の概要	質問者	市の考え方、対応方針
1 5	<p>①指定の期間 5年間とした根拠について（3年間又は10年間との比較検討等について）</p> <p>②競争性を担保するためにも複数の応募者が求められる。そのための考え方と対策はどのように考えているか。</p>	鬼沢委員	<p>①募集にあたっての前回提案者へのヒアリングによると、指定管理者が新たな施設の運営ノウハウを得て、成果を出していくには3年では短いとのことでした。また、同じ指定管理業務でもコンベンション施設等の運営では、国際会議等の誘致に一定の時間を要するため、10年程度が妥当との意見もあります。パレット柏は主に市民が主体的な活動で利用するための施設であり、誘致活動よりも、費用対効果を考えながら、日々利用する市民の要望にできる限り応えていく活動が中心となります。ある程度の競争原理を働かせ、運営方法や事業内容のマンネリ化を防ぐうえでも、引き続き5年間の指定管理期間が妥当であると考えました。</p> <p>②今回の募集にあたり、事前に前回の応募者4社に対して、今回更新がある旨をお伝えし、そのうち了承いただいた1社には事前にヒアリングを行い、こういった募集内容にすれば参入意欲がわくかを直接お聞きしました。その結果、①貸館業務以外の自主事業等の企画提案部分を評価してもらえ、内容にして欲しい。また市として事業者に対して期待する内容や想定される経費も具体的に示してほしい。②指定管理料における人件費の目安を示して欲しい。③市が提案内容のどの部分を評価するか審査項目の配点部分を明示してほしい。とのご意見がありました。今回の募集では①～③の意見を反映するとともに、従来よりも募集時期を早め、募集期間を長く確保することで、より多くの応募者に参加いただけるよう配慮しています※通常の公募よりも半月長い公募期間を設定しております。</p>
2 5	<p>①「要求水準」は前回とほぼ変わらず、現指定管理者においてはいずれもほぼほぼ水準に達していると思われ、これまで課題となった障がい者対応等を含めもう少し具体的に示した方が良いと思います。</p> <p>②「申請の方法」で応募者を増やす取組として、募集要項の記載内容を見直すかとありますが、何（どこ）を見直したのでしょうか。</p>	高橋（直）委員	<p>①課題となっていたパレット柏の障がい者駐車場については、周辺の民間駐車場との提携に伴う費用負担や対象とする利用者の線引き等の課題もあり、実現しておりません。一方、ソフト面での取り組みとして、現指定管理者は、障がい者団体と連携したふれあいカフェを定期的実施しています。施設所管課としては、これらの活動を検証しながら、引き続き障がい者を含む多様な市民への配慮された管理運営に努め、その内容を要求水準に追加します。</p> <p>②前回募集時に応募のあった提案者からのヒアリングに基づき、選定基準に点数配分を明記しました。また、自主事業には別に、新たに提案事業のガイドラインを示し、指定管理料で事業経費を担保することにより、提案者の創意工夫を促し、参入意欲を高めていきます。</p>
3 5	<p>(1)資料3の3「現状との対比」－「提案事業」で芸術作品の鑑賞機会を市民に提供し、市民ギャラリーの認知度向上を図る事業の実施とあるが、その場所でない「鑑賞機会」を提供できないという訳ではないと思うが、目的はあくまでも「場所」の認知度を上げることなのか。</p> <p>(2)資料7のP9ウ「施設の維持管理に関する業務」の(ア)「施設管理に関する業務」で、修繕の考え方について、「1件」とは箇所か発注単位か。また、80万円未満の修繕は、指定管理者が負担とあるが、80万円は、これまでの実績から考えて妥当な金額か。</p> <p>※資料7のP19の表中「施設及び物品の損害」参照</p> <p>(3)資料7のP17(2)「利用料金制に関する事項」のウにある条例別表に定める額を上限としているが、現行は条例通りの金額設定となっているか。また、条例で定める額よりも低い額として提案があった場合はそれを認めるのか。（一度低く設定してしまうと、後の管理者が条例通りの額で徴収するとなると値上げと市民には受け取られてしまう恐れがあるが。）</p> <p>(4)資料7のP17(2)「利用料金制に関する事項」の力損失の補填の考え方⇒議題1の(1)指定管理料の考え方参照。</p> <p>(5)資料7のP18の15「指定管理者の支出等」の表外※人件費については「最低賃金を保障」とあるがどのように確認するのか、しているのか。</p> <p>(6)資料7のP20の17「物品の帰属等」の(2)物品の整備で、「1件」とは個数か発注単位か。また、80万円未満の新たな物品の整備については、指定管理者の負担とあるが、80万円は、これまでの実績から考えて妥当な金額か。想定される物品にはどのようなものがあるか。</p> <p>(7)資料10～13までのガイドラインの中で、新型コロナウイルス感染症対策が触れられていないが問題はないか。3密関連</p> <p>(8)資料11及び13「提案事業のガイドライン」の表中の市民参加型事業及び連携・交流事業並びに芸術鑑賞事業の各事業費の上限額が定められているが、これまでの実績から考えて妥当な金額か。</p>	高橋（秀）委員	<p>(1)市民ギャラリー設置の大きな目的は、文化活動をしている市民の作品の発表の場を提供することと共に、施設を訪れる人に質の良い美術品を鑑賞する機会を提供し、鑑賞する人が身近な場所で本物の美術に触れ、満足度を高めることを目的としています。柏駅前という絶好の立地条件を活かし、都内まで行かなくても、身近な場所で質の高い展示を鑑賞できる文化の拠点として、ギャラリーの価値や認知度を更に高めていく企画を提案として求めています。</p> <p>(2)修繕の考え方にある、「一件あたり」とは、箇所の単位です。修繕費が80万円未満は指定管理者と設定している理由は、実際の実績でも70万～90万ぐらいの実績で推移していること、同じ文化施設である文化会館やアミュゼ柏が130万円と設定しているのに対して、比較的新しい施設であることから、妥当な金額と判断しています。</p> <p>(3)利用料については、現在条例の上限どおりの金額に設定しています。条例で定める金額より低い提案があった場合は、受益者負担の適正化基準との乖離や公共施設予約システムの設定変更が発生するため、十分精査し承認の可否を判断したいと考えています。（現実的には利用料金収入がそのまま指定管理者の収入となるため、上限以下で提案する事業者は少ないと考えています）</p> <p>(4)仕様書18ページ「16 本市と指定管理者の管理・責任分担区分表」において、指定管理者の責めに帰すべき事由による場合以外については、市による負担という考え方で整理しています。また「不可抗力」として、災害等による管理業務の履行不能については、市と指定管理者との協議事項となっています。</p> <p>(5)「最低賃金」は厚労省発出の地域別最低賃金基準を確認し、その基準以下になっていないか、定期的に行うモニタリング実施時に指定管理者が作成している賃金台帳を確認しています。</p> <p>(6)1件あたりとは、発注単位と考えております。また、これまでの実績では80万円以上の物品の購入実績はありません。開設から時間が経過し、今後はギャラリーの展示ケース（展示内容によっては100万円以上）の高額の施設備品の買い替えも想定されるため、引き続き市の財務会計の手引きにおいて随意契約できる上限となる80万円を基準としています。</p> <p>(7)資料10～13までは自主事業や提案事業などソフト面での事業提案となっており、新型コロナ感染症対策を個別のガイドラインに盛り込むことは考えておりませんが、感染が収束するまでは施設管理やイベント実施時における三密等の利用者安全対応は必須だと考えており、別途ガイドラインを定めていきます。</p> <p>(8)提案事業の費用上限額について、交流促進事業ではこれまでの実績から外部講師の謝金及びチラシ等印刷等で1回あたり20万円と積算しています。市民ギャラリーの企画展については過去に文化課で企画した美術企画展の決算をもとに積算しています。</p>
4 5	<p>・募集趣旨にある「協働のまちづくり推進の拠点」、コンセプトの「集い、活動、交流＝プラットフォーム」として位置付けていくために、その推進を行政が求めていることを募集要項の「6 要求水準」等にあらためて明確に示す必要があるのではないか。</p> <p>&lt;例&gt; 資料6-6 要求水準(1) 「・・・設置目的に沿った「協働のまちづくり」を加速するための管理運営を行うこと。」というような具体的表現に工夫してはどうか。</p> <p>・「5 応募資格」(16)には運営実績と記されているものの、ソフト面の実績については読み取りにくい。地域との連携や協働を図る企画運営の強みをもつ団体の提案が期待できる募集要項にするために、単発のイベント実施等だけでなく、趣旨・コンセプトに沿った文化・交流複合施設としての継続的な取り組みの経験が必要ではないか。“点ではなく線”の実績が望まれる。</p> <p>&lt;例&gt;資料6-5 応募資格(16) 「継続的に、「協働のまちづくり」を目指して、自ら地域活動の実績経験があるか、あるいは地域活動団体を支援した経験を有する」というような表現も加えてはどうか。</p>	宮島委員 吉田委員	<p>・ご提案をいただいた例示を参考に、資料6（募集要項）の「6 要求水準」（1）に、「柏市文化・交流複合施設条例に定める複合施設となっており、設置目的に沿った管理運営を行うこと。特に協働のまちづくりの拠点として、その管理運営においても市民や市民団体等の地域の多様な主体と連携、協働を進めること。」と追記します。</p> <p>・資料6（募集要項）の「5 応募資格」の（16）について、官公庁又は民間が平成22年度以降に発注した、類似施設（市民活動支援施設、集会施設、貸し会議室、レンタルスペース、コワーキングスペース、ギャラリー等）の運営実績を有しており、<b>貸館業務のみならず、自主事業等で地域活動への支援や市民団体等との協働や連携事業を継続的に行うなど成果のあったと考えられる経験</b>を有する<b>実績があること</b>という文言を追記し、より施設の趣旨やコンセプトに合った提案が可能な団体を募ります。</p>

<p>1 7 (別紙)</p> <p>5 3 7 (別紙)</p>	<p>①資料1「5 募集要項及び仕様書」「指定管理料等」において、新たな増収対策として、施設のネーミングライツの付与など民間活力の活用と記載されているが、ネーミングライツの付与について、パレット柏の名称変更を想定しているのか。また、導入に対する企業ニーズはどのように捉えているか。更に、導入時期、導入期間、料金等、具体的な想定を示して欲しい。</p> <p>②資料3「3 現状との対比」「提案事業」において、若者や現役世代の利用交流促進事業の実施と記載しているが、具体的にはどのような取り組みを考えているのか？</p>	<p>小貫委員 永塚委員</p>	<p>①パレット柏の名称変更については、開設時に愛称を市民から募集した経緯やその名称が市民に浸透していることを踏まえて、変更する予定はありません。一方で、施設内の各スペースの命名権だけでは、インパクトが少ないことから、命名権の取得に関する企業等ニーズについて、ヒアリングを実施するとともに、導入時期や期間、料金等についても合わせて検討し、最終的な実施有無やその内容について判断してまいります。</p> <p>②全国では地域の魅力発掘やまちおこしにおいて、若者が中心となり主体的に活動する事例が多数あります。また市内にも20代や30代の若者が中心となり農業、観光、教育など様々な分野で活躍している事例がいくつも見受けられます。</p> <p>こういった活動と自習目的で集まる学生を繋ぐことで、パレット柏で市民活動や文化芸術、国際交流など様々な活動に出会い、勉強以外の思い出が作れる場所となるよう、地域のさまざまな主体と連携・協働しながら進める交流事業を想定しています。また、現役世代のうち、特にリタイア前の50代にターゲットを絞り、近い将来の地域活動の担い手として、地域を知る機会となり、新たな仲間づくりや活動のきっかけになるような事業を想定しています。</p>
<p>6 資料3</p>	<p>①次期指定管理者への要求内容として、特に提案事業において「若者・現役世代の利用・交流促進事業の実施」をあげていますが、施設（交流センター／ギャラリー）の年代別利用状況のデータと原因分析等がありましたらご提供ください。</p> <p>②積極的で多様な提案事業・自主事業の展開を要求していますが、それらは指定管理料に含まれることになっています。単純計算すると、現状との差額分(199,650-185,063=14,587千/5年間)、年間290万円内で実施するということとなりますが、ここでの積極的展開イメージとこの予算額算出の根拠を教えてください。</p>	<p>宮入委員</p>	<p>①令和2年8月に実施したアンケートでは、市民交流センターのミーティングルームの利用団体のうち、約半数のメンバーが60代以上となり、市民活動を行う世代の高齢化を示しています。またオープンスペース利用者の約6割の利用者が10代となり、主に自習目的の学生が利用していることを示しています。一方で現役世代（20代から50代）の利用は、ミーティングルーム、オープンスペースともに少ない傾向となります。※別紙「施設利用者別アンケート結果について（コメント入り）」をご参照ください。</p> <p>②自主事業については、指定管理者が施設設立目的に沿って独自に行う事業となっており、指定管理料には含まれません。提案事業については、市の方針に基づき、提案者が指定管理料で行う事業となっており、今回の応募から新たに試みる事業となります。提案事業の予算額の内訳としては、市民交流センターの事業として年間120万×5年間=600万、市民ギャラリーは1回400万の企画展を5年間で2回実施=800万、合わせて1,400万円の費用を積算しています。また、提案事業の展開イメージは、資料11、資料13の「指定管理者が行う提案事業のガイドライン」のとおり、既に来館している多くの学生や現在利用の少ないリタイア準備世代等にむけた新たな活動や交流のきっかけ作りやギャラリーの認知度を高める著名な芸術家の企画展を考えています。</p>
<p>7</p> <p>①資料3-2-(1)、(2)</p> <p>②資料3-2-(3)</p> <p>③資料6 6 要求水準</p> <p>④⑤⑥⑦資料1-5指定管理料等</p>	<p>【指定期間：5年に賛成します。】</p> <p>【要求水準：以下に記載】1) 資料3-2-(1)(2)とても大切だと思います。現状とても評判が良いので、引き続きそういう意識のある管理者にお願いしたいと思います。</p> <p>①「誰もが」と言った場合、障害のある方についてはどのような考え方をするか、言及がありますか？</p> <p>②PRは未だ弱いので、強化してより活性化して頂きたい。運営・自主企画にあたってはスタッフにアートマネージメントやアートコミュニケーション、市民活動支援を学んだ人材がいることが望ましい、と明記するのは如何でしょうか。</p> <p>③「柏のことを知っている」、「柏を好きな人に管理してもらいたい」という声を多数聞きました。他の地域での業務経験がある会社という条件ですが、その経験をそのまま持つてくるのではなく、柏の課題を考え、柏にフィットした丁寧な提案を希望します。そんなニュアンスも加味されたら良いのでは。（資料6 P3 6 要求水準（2））</p> <p>④ 資料1-5 指定管理料等 果実還元について、H30年度包括外部審査のご指摘に賛同します。</p> <p>⑤ コロナとの共生が余儀なくされる時代になり、フリースペースの運用について再考が必要かもしれません。柏市主導となりますか？ 指定管理者にも提案を求めますか？</p> <p>⑥ ミーティングルームの施設としてWi-Fi環境の改善を求めたい。現状は非常にやりにくいです。</p> <p>⑦ 予約システムの夜間休止は無くせないか。現役世代のボランティア団体は仕事が終わった夜間に色々活動しますので。かつ、もっとワンクリックで予約できると良いのですが。。（これは柏市さんご担当の範疇ですかね？）</p>	<p>亀岡委員</p>	<p>①施設はバリアフリー対応になっているため、身体障害を持つ方にも参加しやすい環境が整っています。現指定管理者は市内の障がい者団体と施設内で喫茶コーナーを開き来館者に提供する取組を行っており、次期指定管理期間についてもこういった取り組みを継続いただくよう、募集要項の要求水準への記載を行い、障がいを持つ方も自然に交流を持てるような施設となるよう努めていきます。</p> <p>②議題1の2のとおり、市民活動支援を学び、経験のある方がいることは強みとなるため、明記について検討します。</p> <p>③施設の設置目的のみならず、今後の管理運営面においても、地域の多様な人材や団体との連携や協働がより一層必要となります。指定管理者が持つ経験や運営ノウハウに地域の方々を持つ情報や愛着を取り込んでいけるよう、提案事業のガイドラインや募集要項への反映を検討します。</p> <p>④回答なし</p> <p>⑤今回の新型コロナへの対応を教訓として、市としてもオープンスペースを含めた施設全体の管理・運営方法について指定管理者と引き続き検討していきます。</p> <p>⑥パレット柏内ではWi-Fi環境整備を行っておりますが、オープンスペースや多目的スペース等の一部については、1時間に1度切断する設定となっております。今回のご意見を踏まえ、利用者利便性の観点から、指定管理者と改めて協議します。</p> <p>⑦公共施設予約システムについては、利用時間が午前9時から午後11時までとなっております。11時以降はシステム管理委託先のメンテナンス時間となっております。令和2年12月の新たなシステム導入に向けて開発中であり、利用時間や操作手順についても、利用者目線に立って検討していきます。</p>

議題（3）候補者選定のための基準等について

No.	該当箇所	質問や意見の概要	質問者	市の考え方、対応方針
1	6	<p>(1)資料4 指定管理者候補者の選定審査評価表(案)                      審査基準の考え方について                      ①場所ありきの事業は、当面の間、新型コロナウイルス感染症防止対策として、3密を防ぐ対策が必要と考えられるが、事業運営や事業継続計画、指定管理者に求める内容は、これまでと何ら変わらずで良いのか。                      ②市民ギャラリーや交流促進事業は、その場所に集まってしかできないものではないのでは。例えば映像配信により自宅においても鑑賞できるとか、交流できる方法も在り得るのではないか。施設の設置目的にも影響はあると思うが、やはり「場所」ありきか。</p>	高橋(秀)委員	<p>(1)①施設の管理運営上、新型コロナ以外にも流行性の感染症の蔓延やテロや不審者等への対応等様々なリスクが想定されるされますので、審査基準表の管理運営能力の[4]4-1に「防災、防犯、緊急時や不測の事態等（感染症やテロ・不審者対策等）の対策が適切に図られているか」と追記します。                      ②今回の新型コロナウイルス感染症の蔓延を経験し、人々の価値観や生活様式が変化中、文化財の展示や芸術作品の発表方法、また市民交流イベントや市民との協働の在り方も映像配信やチャット機能の活用など新たな手法が生まれつつあります。今後に向けては場所ありきだけではなく、例えば、市民ギャラリーで展示する企画内容を広く映像配信しながら、市民ギャラリーに足を運んでもらい、実物を観ることでその良さをさらに深く知ってもらうなど、うまく長所を取り入れながら各事業を進めていければと思います。</p>
2	6	<p>・議題2で示した設置目的を達成するためには、市民が主体となって地域づくりが図られる「地に足をつけた事業展開」が必要である。そのため、選定基準評価表について、施設の設置目的を応募団体が十分理解し、現状の課題を認識し、創意工夫のある実践が期待できる提案がされるよう、資料4評価表の基本項目「[2]施設の効用」に比重を置いた点数配分にすることが望ましいと考える。                      ・併せて、「審査内容（判断基準）」にも議題2に示したソフト面の経験・実績を加えてはどうか。</p>	宮島委員 吉田委員	<p>ご指摘を踏まえ、選定基準評価表の基本項目「[2]施設の効用 2-1」の加点を検討します。また、審査内容（判断基準）の②を「文化交流施設の目的に照らして、地域づくりのネットワークのハブとなるような役割が果たせる実績を持ち、その経験やノウハウを機能的に活かした提案となっているか。」という項目とします。</p>
3	資料4	<p>質問ではありませんが、昨年度、農政課での「みちの駅」指定管理者検討の際の財務資料で、公認会計士の方から「消費税の考え方が違っていた」というご指摘がありました。ご注意くださいませうようお願い致します。</p>	宮入委員	<p>提案者から提出される財務資料については、分析を依頼する公認会計士にも確認しながら、間違いが無いよう努めます。</p>
4	資料4-2	<p>人と人が触れ合う場所ですので、人的能力や運営体制は非常に重要と考えます。運営者の寄り添い方によって、利用者は集まりもし、離れもすると思いますので、掛け点3でも良いかと思います。（ヒアリングをした際、対応の良し悪し、相談のしやすさを話題に上げる方がほとんどでした。）</p>	亀岡委員	<p>窓口対応など接遇面での向上は利用者満足度に大きく影響するものだと認識しております。評価表での配点については、評価項目全体のバランスも考えながら検討いたします。</p>